

ファトカ FATCAに関するお客さまへのお願い

当社では、「FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) (日本名：外国口座税務コンプライアンス法)」の対応として、お客さまがFATCAに定める米国納税義務者に該当する可能性がある場合には、当社所定の書面により確認させていただくとともに、必要書類のご提出をお願いしております。

「FATCA」とは、米国納税義務者が米国外の金融口座などを利用して租税回避することを防ぐ目的で定められた米国の法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^(注1)に基づき、2014年7月から、生命保険契約の取引などをする際、お客さまがFATCAに定める米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁あてにご契約情報などの報告を行います。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1) 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAについては以下の生命保険協会のホームページ(以下リンク先)でも説明しておりますので、ご参照ください。

<http://www.seiho.or.jp/data/billboard/fatca/>

○ FATCAに定める米国納税義務者とは

次のお客さまが対象となります。

1 特定米国人

「特定米国人」とは、米国納税義務者(米国市民、米国居住者など)から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人になります。

＜例＞ 米国市民(米国市民権・米国籍を有する人)・米国居住者^(注2)・米国法人・米国財団・米国信託

(注2) 米国居住者とは、一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

2 米国人所有の外国事業体

「米国人所有の外国事業体」とは、実質的米国人所有者が1名以上いる外国事業体^(注3)になります。

＜例＞ 米国人が所有する日本の内国法人

(注3) 法人においては、1名以上の特定米国人が25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○ FATCAの確認手続きが必要となる取引

主に、ご契約のお申込み時、契約者の変更時、米国への移住などに伴う払込代理人設定時および満期保険金などの支払時に確認手続きが必要となります。

○ 米国納税義務者に該当する可能性のある場合にご提出いただく書類

お客さまが米国納税義務者に該当する可能性がある場合には、「FATCAに係る同意書(自己宣誓書)」などをご提出いただきます。

なお、米国納税義務者に該当しない場合は、米国納税義務者でないことを証明する各種証明書類^(注4)を併せてご提出いただきます。

(注4) 運転免許証、パスポート、戸籍謄本、各種健康保険証、国民年金手帳などの公的証明書

○ FATCAに関するお客様情報の提供先(外国にある第三者)について

お客さまがFATCAに定める米国納税義務者に該当する可能性がある場合に、FATCAの対応としてご契約情報などの提供を行う先の情報は次のとおりです。

1 提供先(外国にある第三者)の名称

米国内国歳入庁

(注) 米国内国歳入庁はOECD プライバシーガイドライン8原則^(注5)に対応する措置を全て講じています。OECD プライバシーガイドライン8原則は次のとおりです。

- (1) 「収集制限の原則」 (適法・公正な手段により、かつ、情報主体に通知又は同意を得て収集されるべき)
- (2) 「データ内容の原則」 (利用目的に沿ったもので、かつ、正確、完全、最新であるべき)
- (3) 「目的明確化の原則」 (収集目的を明確にし、データ利用は収集目的に合致するべき)
- (4) 「利用制限の原則」 (データ主体の同意がある場合、法律の規定による場合以外は、目的以外に利用使用してはならない)
- (5) 「安全保護の原則」 (合理的安全保護措置により、紛失・破壊・使用・修正・開示等から保護するべき)
- (6) 「公開の原則」 (データ収集の実施方針等を公開し、データの存在、利用目的、管理者等を明示するべき)
- (7) 「個人参加の原則」 (自己に関するデータの所在及び内容を確認させ、又は異議申立てを保障するべき)
- (8) 「責任の原則」 (管理者は諸原則実施の責任を有する)

2 提供先の外国の名称

アメリカ合衆国(連邦)

3 米国における個人情報の保護に関する制度

- (1) 個人情報保護に関する制度については包括的な法令は存在しませんが、個別分野における代表的な保護制度として電子通信プライバシー法(EPCA)や医療保険の携行性と責任に関する法律(HIPAA)があります。
- (2) 個人情報の保護に関する制度について指標になり得る情報
 - ア EUの十分性認定^(注6)は受けておりません。
 - イ APECのCBPRシステム^(注7)に2012年7月25日に参加しております。
- (3) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、無いと考えられます。

(注5) OECD加盟国はもとより国際的な個人情報保護への取組において参照される基本原則としての役割を果たし、各国が個人情報保護制度を整備するにあたっては、事実上の世界標準として用いられている。

(注6) EUの十分性認定を取得した国又は地域は、概ね我が国と同等の個人情報の保護が期待できる。

(注7) CBPR(Cross-Border Privacy Rules)システムは、事業者のAPECプライバシー・フレームワークへの適合性を国際的に認証する制度。

○ 確認手続きに応じていただけない、または報告に同意いただけない場合

ご契約のお申込み時において、お客さまに確認手続きに応じていただけない、または米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、お申込みをお引き受けすることはできません。^(注8)また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけないなどの場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報を日米当局間で交換することとされています。

(注8) 米国納税者番号を取得中の方は、生命保険契約の締結等を行うことができます。この場合、米国内国歳入庁に対して「不同意」として報告いたします。番号取得後に当社にご連絡いただきましたら、当社から米国内国歳入庁に改めて当該番号を報告いたします。

なお、個人のお客さまの場合は、社会保障番号（SSN）または個人納税者識別番号（ITIN）をご記載いただきます。事業体の場合は、雇用者番号（EIN）をご記載いただきます。

なお、FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報は、FATCA上の目的のみに使用します。